

# 面接指導の手順とポイント

～長時間労働、メンタルヘルスと上手に向き合う～

法：労働安全衛生法  
則：労働安全衛生規則

## 長時間労働者に対する面接指導

長時間労働における面接指導実施【法第66条の8】

長時間労働者(時間外労働が月80時間を超え、疲労の蓄積を求める者等)に対して実施(事業者が)指定した医師を希望せず、乗務員が希望する医師による場合は面接結果を提出

### 面接指導の流れ

時間外・休日労働時間の算定

【則第52条の2第2項】

(単月80時間超)

対象者への通知

【則第52条の2第3項】

医師による面接指導の実施

【法第66条の8第1項 第2項】

【則第52条の3第3項】

医師からの意見聴取

【法第66条の8第1項 第4項】

面接指導の結果の記録を作成(5年保存)

【法第66条の8第3項】

【則第52条の6第1項】

事後措置の実施

【法第66条の8第5項】

## 医師、保健師等による個別訪問を利用してみませんか？

地域産業保健センターでは、労働者(乗務員含む)50人未満の事業場における面接指導や意見聴取等のサポートを無料で行っております。併せて訪問指導を行うことで、適切なアドバイスを行うことが期待できます。是非ご利用下さい。

申請につきましては、[ここ](#)から様式をダウンロードしてお申し込み下さい。

秋田県内の地域窓口はこちらからご確認ください。 <https://www.akitas.johas.go.jp/local>



裏面には、労働時間の管理と算定方法をまとめています。

## 労働時間の状況を適正に管理する

労働時間の状況を適正に把握するため、乗務員の労働日ごとの始業・終業時刻を確認して、記録が必要です。

### ポイント

- ・労働時間の状況の把握はタイムカードによる記録、PC等のログ記録などを活用して、適切な方法によらなければなりません。
- ・「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、労働時間の適正な把握を行うようにしましょう。
- ・裁量労働対象者や管理・監督者等含む全ての労働者について労働時間の状況を把握する必要があります。

医師による面接指導の対象となる労働者は、

時間外・休日労働<sup>※1</sup>が1カ月あたり80時間を超え、かつ疲労蓄積が認められた者(申出による)<sup>※2</sup>

※1 「時間外・休日労働時間」は、休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間のことです。

※2 ただし、期日前1月以内に面接指導を受けた労働者等、面接指導を受ける必要がないと認めた者を除きます。

## 労働時間の算定・申出の手続き手順を整理する

労働時間の管理体制を整えたら、月ごとの時間算定基準を定めなければいけません。

### ポイント

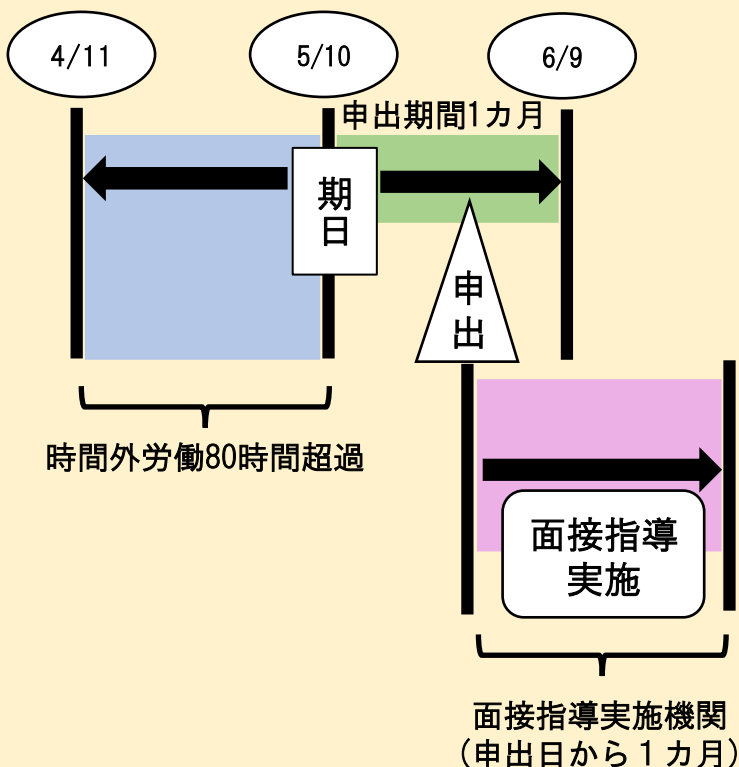
- ・時間の算定は、毎月1回以上、一定の期日を定めて行わなければなりません。(例：賃金締切日)
- ・1カ月の時間外・休日労働時間数が80時間を超えた労働者の氏名と、その超えた時間に関する情報を産業医に提供しなければなりません。
- ・事業者は、時間外・休日労働が月80時間を超えた労働者に対し、労働時間に関する情報を通知しなければなりません。
- ・事業者は、時間外・休日労働が月80時間を超えない乗務員についても、労働時間に関する情報について開示の求めがあれば、開示することが望まれます。

1カ月の時間外・休日労働時間数=1カ月の総労働時間-(計算期間1カ月間の総歴日数/7)×40

※1カ月の総労働時間数=労働時間数 + 延長時間数+休日労働時間数  
(所定労働時間数) (時間外労働時間数)

### 面接指導の申出期間・実施期間について(毎月10日〆の場合)

例) 5月10日期日の場合



80時間超過乗務員からの面接申出



#### 面接実施

- ・勤務の状況  
(労働時間、労働時間以外の要因)の確認
- ・疲労の蓄積の状況の確認
- ・その他の心身の状況の確認
- ・総合評価、労働者への指導



#### 事業者への意見具申

- ・面接指導結果報告書の作成
- ・就業上の措置に係る意見書の作成



#### 事業者による就業上の措置の実施



#### 【医師の意見聴取】

面接指導を実施した医師から面接指導の結果の報告に併せて行うことが適切です。

#### 【面接指導の結果の記録】

面接指導を実施した医師からの報告をそのまま保持することで足りります。

